

[制度改正のポイント] ソーラーシェアリング 実務用Q&A / Q.08-10

一時転用許可の対象範囲、営農の適切な継続について

[制度改正のポイント]

ソーラーシェアリング 実務用Q&A

平成30年5月15日、ソーラーシェアリングに関する農地転用の取扱い規定が変更されました。これは、ソーラーシェアリングにとっては実質的に規制緩和となるものです。

農林水産省では、農地転用許可制度上の取扱いを整理した「営農型発電設備の実務用Q & A（営農型発電設備の設置者向け）」も公開しています。ここでは、そのQ & Aの中からポイントとなる項目を厳選し、事業者の立場から解説します。

[営農型発電設備の実務用Q&A（営農型発電設備の設置者向け）8月31日改定版 / 農林水産省](#)

制度改正のポイント



ソーラーシェアリング実務用Q&A Q.08-10：一時転用許可の対象範囲 営農の適切な継続について

[一時転用の対象範囲]

Q.08

FITの事業計画認定では、発電所に対してフェンス等を設置することとされていますが、営農型発電設備にフェンスは必須ですか？

A.

営農上の支障があると判断される場合には、フェンス等の設置を省略することができます。このことは、フェンス設置の例外として、資源エネルギー庁が作成した「事業計画策定ガイドライン」に記されています。ただし、第三者が近づいて事故などが起きないように、発電設備が設置されていることについて注意喚起を促す標識を掲示する必要があります。また、管轄の地方経済産業局と協議することも求められています。

【営農の適切な継続】

Q.09

営農型発電設備の下で栽培する農作物に制限はありますか？

A.

基本的に農作物の制限はありません。ただし、耕作者が栽培経験のない作物や、地域で栽培されていない作物の場合には、適切な営農の継続が可能か慎重に判断されることとなります。また、営農型発電設備の導入をきっかけとして農業収入が減少するような作物に転換することは、望ましくないとされています。



[営農の適切な継続]

Q.10

自然災害など、やむを得ない事情で農作物の単収が2割以上減少した場合はどうなりますか？

A.

台風や冷害、干ばつなど発電設備の設置が原因とは言えない事情で、農作物の単収が減少したとみられる場合には、その事情やその他の年の営農状況を勘案して、再許可などが判断されず（通常は2割以上減少したら再許可は認められない。Q2参照）。



監修：馬上丈司

illustration : Tomoyuki Okamoto text : Kiminori Hiromachi

(「アースジャーナルvo.6」より転載 一部再編集)

[\[おすすめ雑誌 \] 最新事例や制度改正のツボがわかる！](#)



[はじめよう、農業×エネルギー ソーラーシェアリング導入Q&A](#)

